

申込について

Q1. 日本学生支援機構の奨学金を借りるには、どのような手続きが必要ですか？

A1. 本学が指定する時期に、担当係へ必要書類を提出したうえで、インターネット入力による申込みを行う必要があります。インターネット入力まで行わないと、申込みは完了しません。

Q2. 申込時期はいつですか？

A2. 主な募集となる「在学定期採用」では、例年4～5月が申込時期となります。学類1年生と2年生以上、大学院生とでそれぞれ申込期間が異なりますので注意してください。詳細は3月下旬～4月上旬に奨学金関係の掲示板でお知らせします。

Q3. 「在学定期採用」以外にはどのような募集がありますか？

A3. 「緊急・応急採用」、「予約採用」、「臨時採用」などがあり、申込手順や時期は募集ごとに異なります。募集のお知らせは掲示で行いますので、掲示板を定期的に確認してください。

■緊急・応急採用

主たる家計支持者の失職や災害等により家計が急変したと認められる場合に、申し込みが可能です。希望する場合は、担当係へ相談してください。

■予約採用

次年度に大学・大学院への入学を予定している方が、入学前に奨学金の貸与を予約できる制度です。本学では、次年度に本学大学院へ入学する方を対象に、「大学院予約採用」を実施しています。詳細は例年9月頃、奨学金関係の掲示板でお知らせしています。

■臨時採用

在学定期採用の終了後に、日本学生支援機構の予算に余剰が生じた場合、実施することがあります。詳細は奨学金関係の掲示板でお知らせします。

Q4. 申し込みの際、配布された書類以外には何が必要ですか？

A4. 申込書類として受け取った冊子やプリントを熟読してください。

主に必要となるのは、学類生は家計支持者(父母等)の、大学院生は本人および配偶者の、「収入に関する書類(源泉徴収票や確定申告書、無収入の場合も所得証明書など)」です。

Q5. インターネットによる申込手続きを進めていますが、連帯保証人・保証人の生年月日や勤務先など、わからない情報があります。どうしたらいいですか？

A5. 必ず該当者に確認のうえ、正しい情報を入力してください。不明のまま手続きを進めることは認められません。

申込後から採用まで

Q1. 奨学生に採用された場合、奨学金はいつから振り込まれますか？

A1. 日本学生支援機構の奨学金は、原則、毎月11日に振り込まれます。

振込開始月は、申し込みの種類や時期によって異なりますので、配布書類等を確認してください。

Q2. 採否の結果はいつ届きますか？

A2. 原則、奨学金の初回振込月の下旬から翌月上旬までに、申込み時に提出いただく結果通知用の封筒でお知らせします(奨学生に採用された場合、結果通知よりも先に振込があります)。

Q3. 採用通知が届きました。次は何をすればいいですか？

A3. 採用通知に同封されている「返還誓約書」に記入・押印し、指定された期限までに、必要な添付書類と併せて担当係へ提出してください。期限までに「返還誓約書」一式を提出しないと、奨学金の振込みが停止され、最終的には奨学生の採用が取り消されてしまいます。

また、スカラネット・パーソナル(日本学生支援機構の Web サービス)にも必ず登録してください。

返還誓約書関係

Q1. 「返還誓約書」の書き方がわかりません。

Q1. 結果通知に同封されている冊子「奨学生のしおり」に返還誓約書の記入例が掲載されています。記入例にない特別な事情がある場合は、担当係に相談してください。

Q2. 「返還誓約書」には何を添付する必要がありますか？

A2. 返還誓約書の添付書類は「本人の住民票」、「連帯保証人の印鑑登録証明書」、「保証人の印鑑登録証明書」、「連帯保証人収入に関する証明書(源泉徴収票、確定申告書、市区町村発行の所得証明書など)」、「保証依頼書」などです。

申込み時に選択した保証制度(人的保証 or 機関保証)や、保証人に誰を選任したかによって添付書類が異なりますので、採用通知に同封されている案内文を確認してください。

Q3. 返還誓約書の印字内容に間違いがあります or 印字されていません。

A3. 返還誓約書の訂正には別様式の書類が必要になりますので、担当係へ相談してください。

返還誓約書には、申請者がインターネット入力した内容がそのまま印刷されています。入力ミスや入力漏れがあると、返還誓約書に間違った内容が印字されます。訂正には手間がかかりますので、インターネット入力の際には入力ミスにご注意ください。

採用後について

Q1. 返還誓約書を提出し、スカラネット・パーソナルの利用登録も完了しました。これで手続きは終わりですか？

A1. 提出した返還誓約書に不備がなければ、採用手続きは完了です。以降は社会とのつながり(日本学生支援機構の奨学金は、税金や先輩からの返還金で成り立っています)を自覚して、勉学に励んでください。

Q2. 採用後は、何もしなくても卒業まで奨学金を借りられますか？

A2. 採用された後も、毎年1回、「奨学金継続願」を提出しなければなりません。

Q3. 「奨学金継続願」とは？

A3. 日本学生支援機構の奨学金は、毎年1回(例年、12月中旬頃)、インターネット入力により次年度の奨学金について継続または辞退を願い出る必要があります。

手続きを怠ると奨学金が「廃止」となり、次年度の奨学金を借りられなくなる他、返還にあたって不利益を被る可能性があります。

詳細は掲示で通知しますので、定期的に掲示板を確認してください。

Q4. 休学・留学・退学します。すべきことはありますか？

A4. 休学や留学、退学する場合は、大学への手続きとは別に日本学生支援機構へも届出が必要です。必ず担当係へ申し出てください。

Q5. 奨学金が停止・廃止されることはあるのですか？

A5. 通常の修業年限で卒業できる見込みがない(留年や、修得単位数が皆無など)場合や、懲戒処分を受けるなどした場合、奨学生としてふさわしくない状態であると判断され、奨学金の貸与が停止あるいは廃止となる可能性があります。

Q6. 奨学金の休止・停止中に気を付けることはありますか？

A6. 奨学金は休止・停止の開始から2年以内に「復活」できないと、「廃止」となってしまいます。奨学金を借りられる状況になったら、必ず「復活」の手続きをとってください。